

副 本

平成25年(ワ)第9521号、第12947号

直送済

平成26年(ワ)第2109号、平成28年(ワ)第2098号、第7630号
損害賠償請求事件

原 告 原告1 外

被 告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力共通準備書面 (36)
(原告ら準備書面84～87に対する反論)

令和4年11月10日

大阪地方裁判所 第22民事部 合議2係 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人

弁 護 士 棚 村 友 博



同 岡 内 真 哉



同 永 岡 秀 一



同復代理人弁護士 壺 阪 明 宏



目 次

第1	原告らの損害立証の問題	4
1	はじめに	4
2	原告らが主張する損害の発生及び額については立証が必要であること	4
3	裁判実務に関する原告らの主張の誤り	5
	(1) 幼児の得べかりし利益の算定は本件に妥当しないこと	5
	(2) 交通事故における入院雑費が本件に妥当しないこと	6
	(3) 交通事故における付添費用が本件に妥当しないこと	6
	(4) 交通事故における葬儀費用は本件に妥当しないこと	7
4	家財賠償に関する原告らの主張の誤り	7
5	建物・家財等の補修・清掃費用に関する原告らの主張の誤り	8
6	交通費	10
第2	被告東京電力の弁済の抗弁	12
1	訴訟物の個数	12
2	質的一部請求	13
3	片面的清算条項を含む和解契約が成立したとの主張には理由がないこと	15
	(1) 直接請求手続について	15
	(2) ADR手続について	17
	(3) 和解の相対効	18
4	費目間での弁済充当	19
5	世帯構成員間での相互充当	21
	(1) 原告らが指摘する本件と同種事件	21
	(2) 東京地判昭和45年8月31日(判例タイムズ254号197頁)	23
	(3) ADRについて	23
第3	低線量被ばくの健康影響に関する近時の科学的知見について	24
1	原告らの主張	24

2	LNTモデル	24
3	NCRP Commentary No. 27「最近の疫学研究の直線しきい線 量なしモデルと放射線防護への示唆」	25
4	ケララ論文	26
5	Background radiation and childhood leukemia	27

本準備書面は、原告ら準備書面 84～87 に関して、必要な範囲で反論するものである。

第1 原告らの損害立証の問題

1 はじめに

原告らは、損害について類型的に把握して、実額によらない損害算定を行うことは、裁判実務においても、立証の困難さを緩和し、公平な損害分担を実現するという観点からは是認されてきた取扱いで、被告東京電力が直接請求手続において用いている定額賠償は損害類型の定型化においても金額の基準としても合理的であり、本件訴訟においても損害額の推定に用いることが適切であると主張する（原告ら準備書面 84・5～12 頁）。

しかしながら、①原告らの請求は損害の発生及び額の立証を欠くものであり棄却されるべきである（後記 2）。また、②原告らが裁判実務において定額賠償が採用されていると主張する例はいずれも本件訴訟には妥当しない（後記 3）。さらに、③被告東京電力が直接請求手続において支払っている損害額は実際の損害額を上回るものである（後記 4～6）。したがって、原告らの主張には理由がない。以下、詳述する。

2 原告らが主張する損害の発生及び額については立証が必要であること

被告東京電力共通準備書面（14）及び同（24）で述べたとおり、損害は、不法行為がなければ被害者が置かれているであろう財産状態と、不法行為があったために被害者が置かれている財産状態との差額である（差額説）。また、損害の立証は、民事訴訟法第 248 条の適用があるか、又は、法律上の事実推定など法律によって立証責任が転換されている場合を除き、民事訴訟法第 180 条以下の定めに基づいた厳格な証明が必要であるところ、原告らが損害を立証できなければ、損害を認定することはできず、原告らの請求は棄却されるべ

きである。

この点、裁判外の直接請求手続における自主賠償基準やADR手続における支払の内容等は、直接請求手続において極めて多数の被害者に対して迅速な賠償を行うために定型化した基準によって、あるいはADR手続において被告東京電力の直接請求手続における自主賠償基準を流用することによって、請求者に有利な賠償を行っているものである。したがって、裁判外の直接請求手続における自主賠償基準やADR手続における支払の内容をもっては、客観的な証拠の提出による立証が可能な裁判手続における損害の立証に代えることができるものではなく、原告らが被告東京電力の直接請求手続における自主賠償基準やADR手続における支払の内容等を殊更に主張・立証したとしても、原告らに個別の損害が発生した事実及び損害額を何ら立証するものではなく、かかる主張立証をもって訴訟上の立証に代えることはできない。

なお、この点に関して原告らが主張する和解の片面的確定効については、後記第3の3において反論する。

3 裁判実務に関する原告らの主張の誤り

原告らは、裁判実務において定額化、基準化が行われてきたものとして、死亡した幼児の得べかりし利益の算定、交通事故事案の入院雑費、付添費用、葬儀代等を挙げる（原告ら準備書面84・6～7頁）。

（1）幼児の得べかりし利益の算定は本件に妥当しないこと

しかしながら、幼児の得べかりし利益は、民事訴訟法第248条制定前に裁判例によって認められてきたものであり、未就労の幼児である以上、収入の減少額は本来的に算定不能であるが、死亡又は後遺症が残った以上得られはずの収入が得られなくなったために相当な損害額（平均賃金）を認定したものである。

これに対して原告らは、「移動交通費」に係る原告らの主張にみられるように、そもそも移動の事実、すなわち損害発生の実事自体が認められないのに、つまり民事訴訟法第248条の要件を備えていないのに、また仮に移動の事実が認められたとしても、領収書を提出するなどして損害額を立証することが可能であり、「損害の性質上その額を立証することが極めて困難である」とは到底いえないにもかかわらず、被告東京電力が裁判外の直接請求手続で用いている移動交通費の表記載の金額に依拠して損害の発生があったと主張するものである。損害の発生についても損害額についても立証可能であるのに、収入の減少額が本来的に算定不能な幼児の逸失利益による平均賃金での損害額算定を持ち出して、損害について類型的に把握して実額によらない損害算定を行うべき等と主張しているのであり、原告らの主張には根拠がない。

(2) 交通事故における入院雑費が本件に妥当しないこと

また、入院雑費は、重篤な症状で入院した事案等で様々な器具を使用して治療やリハビリテーションの補助をしたことが認められるような多数の事例を通じて裁判例によって次第に定型化されたものである。

これに対して本件訴訟と同種事件において、その判決も下されているところであるが、同種事件の裁判例の蓄積の結果、損害額を定型化されるに至った事実はない。

他方で、原告らは、費用を支出したのであれば、領収書等の客観的資料によって立証することは可能である。実際に、領収書が提出された世帯では、領収書記載の交通費が原告主張額を大幅に下回っている（後記6参照）。したがって、交通事故における入院雑費が本件訴訟でも妥当するとはいえない。

(3) 交通事故における付添費用が本件に妥当しないこと

さらに、付添費用については、重篤な症状で入院し、近親者等が長時間付き添いが必要となった事案で具体的な介護の必要性について検討がなされたうえで認められるものであり、必ずしも認められるものではないし（東京地判平成15年8月28日判時1839号110頁等）、近親者等が付き切りで看護したという損害額の立証が本来的に困難な類型において認められるものであり、立証が容易な類型の損害を主張している本件訴訟に妥当するとはいえない。

（４）交通事故における葬儀費用は本件に妥当しないこと

加えて、葬儀費用については原則として客観的な証拠による立証が要求され、むしろ高額な費用を支出した場合の上限額として定型化しており、客観的な証拠の提出なく定額の損害額を推定するという主張の根拠とはなり得ない。

４ 家財賠償に関する原告らの主張の誤り

原告らは、被告東京電力の家財賠償に関して、定額化された理由は立証負担の軽減であり、その金額も経済産業省、関係市町村とが協議を行った上で発表した被告東京電力も合理的であると認めた金額であるから、当該賠償基準は訴訟上も適切な金額であると主張する（原告ら準備書面84・7～8頁）。

しかしながら、被告東京電力は、本件事故時に避難指示区域内に生活の本拠があった者に対し、裁判外での直接請求手続における賠償に際して、極めて多数の被害者に対して迅速な賠償を行うために家財賠償の基準を定めたものであり、本件訴訟においてこのような裁判外の直接請求手続における自主賠償基準を流用する理由はない。また、原告らの多くは自主的避難等対象区域や旧緊急時避難準備区域等の避難指示区域外の居住者であるところ、本件事故により本件事故時の自宅に存した家財の価値が滅失又は毀損したとはいえず、避難指示

区域外についてはそもそも家財に係る損害が発生していない。

また、物の滅失・毀損による損害は滅失・毀損時の交換価値（時価）によって算定するものとされ（最判昭和32年1月31日民集11巻1号170頁等）、家財に係る損害は、本件事故時の家財に係る時価と本件事故によって毀損滅失した結果としての時価との差額である。原告らが本件事故時に保有していた家財の内容及び状態は千差万別であり、その価値も千差万別であるから、仮に家財に係る損害額を検討する場合でも、家財ごとに個別に損害額が認定されなければならない。一律に被告東京電力の自主賠償基準を用いることはできない。そして、原告らの本件事故時の生活の本拠地が避難指示区域外であれば、仮に家財に係る損害額を検討する場合でも、原告らは本件事故時の自宅にどのような家財が存したか、当該家財がどの程度価値減少したかを、自宅に戻って写真撮影等により立証することができるのであり、立証が極めて困難ともいえない。

さらに、避難指示区域内に存した動産であっても、被告東京電力の自主賠償基準を超えて損害が発生した等と主張する場合には損害の発生及びその額について個別具体的な主張立証がなされるべきである。また、本件地震による家財の破損、本件津波による家財の流出等による家財の滅失又は毀損が生じている場合があり、本件地震及び本件津波による価値の減少は本件事故と事実的因果関係がある損害とはいえないのであるから、仮に直接請求手続における簡易な手続で実際に生じた損害と異なる内容の賠償がなされていた場合には、実損害を超える賠償額については認定された損害額全体から控除されるべきである。

5 建物・家財等の補修・清掃費用に関する原告らの主張の誤り

原告らは、被告東京電力が建物・家財等の補修・清掃費用について定額賠償を原則とした理由は立証負担の軽減でしかなく、定額の賠償額である30万円は福島県内における平均的な住宅の簡易な補修清掃費用を参考に設定したのであるから、訴訟上も適切な金額であると主張する（原告ら準備書面84・8～

10頁)。

しかしながら、被告東京電力は、旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域及び南相馬市独自の避難要請区域に本件事故時生活の本拠があった者に対し、裁判外での直接請求手続における賠償に際して、極めて多数の被害者に対して迅速な賠償を行うために、避難等に伴う管理不能により住宅等に生じた損傷を原状回復させるための補修・清掃費用を定型的に賠償する手続を定めたものであり、本件訴訟においてこのような裁判外の自主賠償基準を流用する理由はない。

また、原告らのうち避難指示区域の居宅の補修・清掃費用については不動産の滅失・毀損を理由とする損害賠償に含まれ、他方で自主的避難等対象区域等の居宅の補修・清掃費用については「避難」について事実的または相当因果関係が認められないのであるから補修・清掃費用について因果関係が認められず、いずれにしても損害が発生したとは認められない。

さらに、仮に建物・家財等の補修・清掃に係る損害額を検討する場合でも、本件事故によるものとして賠償の対象となり得る損害は、建物・家財等の補修・清掃費用のために実際に支出した費用のうち本件事故と相当因果関係のある実損害である。原告らごとに補修・清掃の有無、程度が異なる以上、補修・清掃費用支出の有無、支出額は異なり、一律に30万円となることはない。現に、原告番号42-1は洗剤を購入して床の清掃を実施したとして1万円を要したと申告しており(乙D42の5の1・5頁)、仮に清掃費用の支出について本件事故との相当因果関係があるとしても、現実に負担した額を大きく超える損害額を認定する理由はない。

加えて、住宅等に損傷が生じた場合であっても、原告番号42-1のように申告額(1万円)を超えて30万円の定額賠償がなされている場合には、その差額については実損害を超える賠償である。また、住宅等の損傷の原因が本件地震又は本件津波であれば、当該損傷について本件事故と事実的因果関係がない。仮に支出した費用について裁判外で賠償済であっても、直接請求手続にお

ける簡易な手続で実際に生じた損害と異なる内容の賠償がなされていた場合には、実損害を超える賠償がなされていることになる。このような実損害を超える賠償額については認定された損害額全体から控除されるべきである。

6 交通費

原告らは、中間指針において、被害者の立証負担軽減のために交通費について平均的な費用を推計してそれを賠償することが認められているとして、被告東京電力の直接請求手続における「標準交通費」は、被告東京電力が調査・推計して合理的であると判断して賠償することとした金額であり、最低限の損害評価として損害額の推定に用いることが訴訟上も適切であると主張する（原告ら準備書面 84・10～11頁）。

しかしながら、被告東京電力は、本件事故時に避難指示区域等に生活の本拠があった者に対し、裁判外での賠償に際して、極めて多数の被害者に対して迅速な賠償を行うために避難等に伴う移動費用等に係る自主賠償基準を定めたものであり、本件訴訟においてこのような裁判外の直接請求手続における自主賠償基準を流用する理由はない。本件事故時に自主的避難等対象区域に生活の本拠があった者等については、仮に本件事故後に移動に係る費用を支出したとしても、領収書等を保管することに支障はない。

そもそも、避難時の交通費は、当該移動のために実際に支出した費用が損害であり、生活費増加としての交通費及び既往症の通院のための交通費は、本件事故後に生じた交通費と本件事故前に要していた交通費の差額が損害である。また、これらの費用は、領収証等により損害の発生及びその額を立証することが可能かつ容易である。例えば、原告番号 6－1 は、家財道具移動費用を含んだ避難後の移動交通費として、一部を除き実際に支出した金額をもとに 89 万 0877 円を請求し、損害発生及びその額は、領収書等により立証しているのであるから（甲 D 6 の 1・別表 2、甲 D 6 の 2～7）、相当因果関係の点は措

いて検討するとしても、損害額についてはこのような客観的資料により立証された額にとどまるのであり、これ以上に損害を認定する理由はない。また、一部の原告らが実際に領収書等により立証していることから、他の原告らについて領収書の提出が極めて困難であるともいえない。特に、本件事故直後であればともかく、本件事故から相当期間経過している場合には、避難指示区域の居住者であっても領収書を保管することに支障はなく、裁判外の簡易な直接請求手続における自主賠償基準に依拠する理由はない。

原告らは、被告東京電力が直接請求手続において避難指示等対象区域の住民に対する交通費のテーブルとして用いている「標準交通費」が最低限の損害額であるなどとも述べる。

しかしながら、被告東京電力共通準備書面（２６）３８頁で述べたとおり、「標準交通費」は、移動元都道府県から移動先都道府県への移動であればどのような地点間の移動であってもその支出を賄うに足りる賠償額となるよう定めたものであり、むしろ実際の避難者の住所や避難先如何によっては、実際に生じた支出よりも高額な水準となっている場合が極めて多く、最低限の損害額などではない。例えば、原告番号７－１は郡山大阪間の移動交通費として標準交通費４名分１６万円の損害が発生したと主張するが、同原告が提出した証拠（甲Ｄ７の９）によれば「往路３名様分」の支払額が１万７３２０円であり、「標準交通費」が実際に発生した交通費より遙かに高額な水準となっている。このように、移動の事実及び費用額を立証することが可能であり、また原告らが提出した証拠によれば実際に支出した費用は「標準交通費」より大幅に低い額であるのに、実際の損害額を超えて「標準交通費」に依拠すべき理由はない。

また、被告東京電力共通準備書面（１４）２６頁でも述べたとおり、直接請求手続の標準交通費に係る自主賠償基準は、被告東京電力に直接請求を行った避難指示等対象者に対して適用のあるものであって、訴訟上はもちろんのこと、自主的避難等対象者の損害額の算定にあたって、これを用いることはできない。

第2 被告東京電力の弁済の抗弁

1 訴訟物の個数

原告らは、訴訟物について、実体法上の請求権ごとに特定され、損害賠償請求において、昭和48年判決から物的損害と人身損害の訴訟物が2つであることについては異論がないなどと主張する（原告ら準備書面86・17頁）。

しかしながら、被告東京電力共通準備書面（32）31頁以下の繰り返しとなるが、昭和48年判決は、物的損害が問題とされていなかった事案であったから「同一の身体傷害に基づく」財産的損害と精神的損害の訴訟物を1個としたものであって、物的損害と身体傷害が別個の訴訟物であると判断したものではない。同一の不法行為により生じた財産上の損害と精神上の損害とは、その賠償の請求権は実体法上の請求権としては1個であり、訴訟物の個数としても1個であって（乙D共380・2～5頁）、その細目ごとにそれぞれ独立の損害としてそれぞれに損害賠償請求権が成立するという扱いは取られていない。原告らの主張こそ誤りである。

また、原告らは、最高裁判所昭和61年5月30日判決を挙げるが、著作財産権と著作者人格権という2つの異なる権利の侵害が問題となった事案であり、本件においては、本件事故によって、原告らの平穩生活利益の侵害が生じたことが出発点となって、かかる利益侵害により生じる各種の財産上及び精神上的損害の賠償請求の請求権の個数が問題となっているのであるから事案が異なる。原告らのかかる主張も失当である。

原告らは、原賠法又は民法第709条に基づき精神的損害及び財産的損害を請求するものであるから、本件訴訟においては原告らが主張する損害の全てが審理の対象となっており、なおさら訴訟物が1個であることは明らかである。これを敢えて2つに区分する実益はない。

2 質的一部請求

原告らは、損害項目や損害発生時期を特定した質的一部請求であって、その外側は訴訟物ではないから審理判断の対象ではないなどと主張している（原告ら準備書面 86・18～19頁）。

しかしながら、被告東京電力共通準備書面（32）33頁以下で詳述したとおり、原告らは、本件訴訟において、本件事故から生じた全損害の賠償を求めており（訴状 112頁等）、「損害費目が他にもあることを示した上で特定の費目の損害費目を請求する旨を明らかにする」ことをいう質的明示的一部請求ではなく（乙D共 380・5頁）、原告らの請求が質的一部請求であることを前提とした主張はそもそも失当である。原告らは、個別準備書面において個別に積み上げを行い、質的一部請求であることを明示しているというが、これは単に原告らごとに具体的に発生した損害を項目ごとに積み上げたにすぎず、質的一部請求などではない。本件訴訟提起時に既に判明している損害について、その名目や期間の分断などにより請求を恣意的に分けられるとすれば、被告らの応訴負担や攻撃防御方法の範囲など一部請求が認められる趣旨が妥当しなくなるのであって、このような費目の恣意的な切り分けによる請求は認められない。

また、原告らは、質的明示的一部請求であって、一部請求の外側は「訴訟物」ではなく、審理判断の対象とならないなどとも主張する（原告ら準備書面 86・20頁）。

しかしながら、仮に、原告らの主張するとおり、質的明示的一部請求であって、当該損害項目が訴訟物であって一部請求の外側には「既判力」がないとしても、最判平成10年6月12日民集52巻4号1147頁は、「裁判所は、当該債権の全部について当事者の主張する発生、消滅の原因事実の存否を判断し、債権の一部の消滅が認められるときは債権の総額からこれを控

除して口頭弁論終結時における債権の現存額を確定し（中略）、現存額が一部請求の額以上であるときは右請求を認容し、現存額が請求額に満たないときは現存額の限度でこれを認容し、債権が全く現存しないときは右請求を棄却するのであって、当事者双方の主張立証の範囲、程度も、通常は債権の全部が請求されている場合と変わるところはない。数量的一部請求を全部又は一部棄却する旨の判決は、このように債権の全部について行われた審理の結果に基づいて、当該債権が全く現存しないか又は一部として請求された額に満たない額しか現存しないとの判断を示すものであって、言い換えれば、後に残部として請求し得る部分が存在しないとの判断を示すものにほかならない。」「判決が確定した後に原告が残部請求の訴えを提起することは、実質的には前訴で認められなかった請求及び主張を蒸し返すものであり、前訴の確定判決によって当該債権の全部について紛争が解決されたとの被告の合理的期待に反し、被告に二重の応訴の負担を強いるものというべきである。以上の点に照らすと、金銭債権の数量的一部請求訴訟で敗訴した原告が残部請求の訴えを提起することは特段の事情がない限り、信義則に反して許されないと解するのが相当である。」としている。被告東京電力は、訴訟物の外も「審理判断の対象となる」と主張しており、これがなければ外側説も成り立たないのであるから、何ら最高裁判所の判例に矛盾する主張ではなく、原告らの主張こそ誤解に基づくものであって失当である（乙D共380・6～7頁）。

さらに、原告らの主張によっても、質的明示的一部請求が何の費目等についての請求を指すのか全く明らかではない。原告らの主張は、請求権を費目毎に細分化して「質的一部請求」として、ある特定の費目において認定された損害額よりも被告東京電力が賠償した額が多かった場合でも、超過額について充当を認めないとの結論を導くために主張していると考えられる。

しかしながら、原告らは本件事故によって生じたとする全損害について損害賠償請求をしているのであるから、費目毎に細分化してかつ過剰な賠償があったとしても他の費目への充当を否定するのは不公平であり、不当利得返還請求などの反訴を惹起することにもなり訴訟経済上も不当な主張である。

3 片面的清算条項を含む和解契約が成立したとの主張には理由がないこと

原告らは、直接請求手続やADRでの合意によって、損害費目と損害発生時期を特定して当該損害に対する賠償をする旨の合意が成立しており、民法上の和解契約が成立し、そこには片面的な清算合意や特定の費目に限って弁済するとの合意も含まれるから、費目間の弁済充当は法的に認められないと主張する（原告ら準備書面85・17～18頁、原告ら準備書面86・15頁、21～22頁）。

しかしながら、以下のとおり直接請求手続及びADR手続における合意は、和解契約（民法695条）として請求権の性質を変容させ、本件事故に基づく損害賠償請求権とは訴訟物を異にする別異の請求権とするような性質のものではない。

（1）直接請求手続について

原告らも被告東京電力も、直接請求手続における賠償額が確定的なものであり、各費目の金額が最終的なものであるという前提では合意していない。むしろ後日の精算が留保されていることについて、直接請求手続の請求書に即して主張済みである（被告東京電力共通準備書面（30）7～11頁、同（32）37～38頁）。

この点、民法第695条に規定される和解契約とは、「真実と違っていても、争いをやめて、このように確定する」という法的な効果を生じさせるものであるところ（潮見佳男『新契約各論Ⅱ』（信山社、2021年）476頁）、

上記のとおり、直接請求手続は、手続に基づいて支払われた金額が「真実」すなわち自主賠償基準に基づいて支払われるべき金額と違うときは「真実」のとおりに精算することを企図しているのであって、「真実と違っていても、争いをやめて、このように確定する」ことを企図しているとはいえない。少なくとも、損害賠償請求に係る請求書用紙「同意書（提出用）」（例として乙D21の5の1・1頁）の「（3）東京電力より支払われた仮払補償金と補償金の合計金額が最終的な補償金額との間で差異が生じた場合は、過不足の金額について精算されること」の記載から、直接請求手続における支払はあくまで本件事故の損害賠償請求権の内金の弁済としてされるものであることは明らかである。まして、かかる合意がなされることによって、支払対象が和解金請求権として本件事故の損害賠償請求権とは別異の請求権に転化するものではないともいうまでもない。

また、被告東京電力の家財賠償に係る乙D40の5の1の4頁の「4 確認事項」の2には、

「（6）これまでに東京電力より支払われた賠償金額のうち、重複して賠償がなされた等の理由により精算の対象となる限りにおいて、東京電力が代表者にお支払いする本件家財に関する賠償金額から控除されること

（8）本件家財に関して東京電力に対し賠償を求める損害は、地震あるいは津波による損害を控除した、本件事故による損害であることを前提としたものであり、後日、地震あるいは津波による損害が含まれていることが判明した場合は精算されること

（9）本件家財に関する賠償について、本確認事項、請求書および証明書類の成立、内容は真実であること、また、これらについて東京電力からの問い合わせがあった場合はこれに応じていただくとともに、事実と異なることが判明した場合には後日精算されること」

と記載されている。かかる記載からも、被告東京電力による弁済の抗弁（費用間融通）の正当性を基礎づける。

したがって、直接請求手続における個々の賠償合意は、民法上の和解契約（民法695条）に当たるものではなく、このような合意に基づく請求権が本件事故の損害賠償請求権とは訴訟物を異にする別異の請求権になるものではない。

（２）ADR手続について

次に、ADR手続における「和解契約書」には清算条項が設けられているものの、それは損害全体の中の一部の損害項目のうち一定の期間に発生した金額のみを対象としているにすぎず、また一般的な清算条項のような争いをやめるという終局的な解決を目的とした条項ではない。

例えば、甲D86の2の1の和解契約書（全部）では、「甲状腺検査費用」、「避難費用（避難交通費）」、「避難費用（宿泊費用）」、「避難費用（引越関連費用）」、「避難費用（住居費）」、「避難費用（一時帰宅費用）」、「避難費用（町会費）」、「生活費増加費用（家財道具購入費用）」、「生活費増加費用（教育費増加分）」、「生活費増加費用（転職に関わる費用）」、「就労不能損害」、「精神的損害」、「検査交通費」、「避難雑費」のうち一定の期間に発生したものについてのみ清算するとされているものの、「第6 清算」において、「第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）」について、「本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。」ことを相互に確認するとされており、清算の範囲を限定する内容になっている。

こうした記載から、ADR手続においては、請求者に生じた全ての損害のうちの一部についてのみ「清算」の合意をしているに過ぎないことは明らかであって、損害全体について「争いをやめることを約する」（民法695条）

ことを意図するものでもなく、そのような効果を生じさせるものでもない。つまり、合意文書の表題が「和解契約書」とされているとしても、その合意内容が上記のようなものである場合には、かかる合意は当事者間で争いをやめることを合意内容とするものとなっていないのであり、法的には和解とはいえない。

この点を更に敷衍すれば、ADR 手続における合意が当該合意された項目についてすらその「清算」に及ばないのであれば、結局、当該合意は損害全体の数額の認定に影響するものではなく、残余の損害の有無にも影響を及ぼさない。そのため、残余の損害額を算定する上で、それまでに賠償された金額の中に実損害を超過する支払いがある場合には、そのことを考慮して未払いの損害額を考えることは何ら妨げられず、むしろそうすることが公平に合致する。

したがって、ADR 手続における合意は、「争いをやめることを約する」という要素を欠くものであって民法上の和解契約（民法 695 条）に当たらない。

以上のとおり、直接請求手続における合意についても、ADR 手続における合意についても、民法上の和解契約（民法 695 条）に当たるとの原告らの主張は明らかに誤りである。

（３）和解の相対効

被告東京電力は、本件訴訟では被告国が不真正連帯債務の関係に立つと解されるが、和解に絶対効はなく相対効であり（民法第 441 条・最判昭和 45 年 4 月 21 日判例タイムズ 248 号 125 頁）、被告国との関係で複雑な事態となると主張した（被告東京電力共通準備書面（32）・41 頁）。これに対して、原告らは、「全支払額を充当する」と記載しているから、弁済の効力の問題であって、絶対効が生じるなどと主張する（原告

ら準備書面 86・31頁)。

しかしながら、原告らの主張は、「和解契約」によって、「片面的確定効」が生じて新たな権利関係が形成されるに至り、その「和解契約」に基づいて被告東京電力から賠償金の支払いを受けたというものである。和解契約と同契約に基づく支払いは、法的には全く別の法律行為である。民法上の和解契約とすれば、相対効のため被告国にはその効力は及ばず、被告国はその損害額を争うことが当然可能であって、裁判所の認定する損害額も和解契約の損害額とは異なる。被告国としては、「和解契約」に基づく損害項目に拘束されない以上、被告東京電力の賠償を全損害に充当されると主張できる。被告東京電力は、この結果、複雑な事態が生じると主張しているものであって、原告らは、和解契約と弁済を混同した主張をしているものであって失当である。

4 費目間での弁済充当

原告らは、同種訴訟における新潟地判令和3年6月2日、高松高判令和3年9月29日、さいたま地判令和4年4月20日において、被告東京電力による弁済の抗弁は否定されており、特に高松高判令和3年9月29日は、直接請求手続及びADRでの支払について「精神的損害に関する賠償額がそれに対する支払額を下回るものではないことを確認する和解契約が、明示的ないし黙示的に成立していると評価できる」と説示していると指摘する(原告ら準備書面 86・21～25頁)。

しかしながら、原告らが指摘する判決は、いずれも直接請求手続やADRにおける合意の趣旨、内容、効力を正しく認定・評価せず、かつ、被告東京電力による弁済の抗弁の趣旨も正解せずに、これを排斥したものである。特に、上記の高松高判令和3年9月29日が述べるような和解契約の成立を認め得るものでないことは、前記のほか、被告東京電力共通準備書面(32)においても

主張したとおりである。

また、本件訴訟と同種事件の東京高等裁判所では、既に以下①②のとおり説示する判決が示されている状況にあり、本件訴訟で、被告東京電力による弁済の抗弁が認められるべきものであることは既にこれらの裁判例からも裏付けられている。

すなわち、

- ① 本件事故に関する東京高判令和3年2月19日は「本件においても、一審原告らに生じた全損害を認定した上で、一審被告東電が支払った既払金の全額を控除し、その残額の有無や金額により認容額を判断することとなる」、「一審原告らは、上記の一審被告東電の主張について、実質的に支払済みの賠償金の払戻しを求めるに等しいから信義則等に反する旨主張するが、上記の一審被告東電の主張は、前記（１）の基本的考え方に沿ったものであり、これが信義則等に反するとはいえず、上記の一審原告らの主張を採用することはできない」と説示し、
- ② また、東京高判令和3年1月21日は「一審原告らが本件訴訟において請求する損害賠償請求権が、財産的損害等の精神的損害以外の損害に対する賠償として一審被告東電が支払った既払金により、弁済によって消滅したか否かを判断するためには、財産的損害等の精神的損害以外の損害についても一審原告らにおいて主張立証する必要がある」と説示しており、
- ③ 加えて、原告らが援用する高松高判令和3年9月29日も「ある特定の損害費目に対する損害賠償として支払があった場合において、その支払額が当該損害費目の客観的な数額を上回るときは、上記のとおり、その上回る額はその他の損害費目の賠償として充当されると解することが、弁済者である損害賠償義務者（本件では第1審被告東電）の合理的意思に合致するといえる。」、「第1審原告らとしては…同主張（引用者注：賠償額の総額が弁済の抗弁として成立する旨の主張）が容れられる可能性があるのであれ

ば、第1審原告らの財産的損害の内容及び金額全てについて主張立証せざるを得なくなる」と説示するとおりである。

なお、これらの3件の高裁判決は、最高裁の決定を経て確定している。

このように、上記の各高裁判決においては、和解契約の効力によって、既払金が支払時の名目的な費目によって拘束される、すなわち、その費目にしか充当できないなどとして、損害填補の状況を審理する必要があるなどという判断は一切示されておらず、被告東京電力が原告らの実損害を超えて賠償義務を負うことはなく、かつ、そのような実損害は原告らにおいて主張立証する必要がある、という点は、いずれも上記の各高裁判決の説示において一貫しているのである。

5 世帯構成員間での相互充当

(1) 原告らが指摘する本件と同種事件

原告らは、世帯構成員間の相互充当に関して、新潟地判令和3年6月2日、仙台高判令和2年9月30日、高松高判令和3年9月29日、さいたま地判令和4年4月20日等において認められていないなどと主張している（原告ら準備書面84・14頁以下、同86・33頁）。

しかしながら、いずれも直接請求手続やADRにおける合意の趣旨、内容、効力を正しく認定・評価せず、かつ、被告東京電力による弁済の抗弁の趣旨も正解せずに、これを排斥したものである。

損害の発生が本来個別的であるとしても、原告らが所属する世帯の構成員の中で個々的に見ると実損害を超える支払を受けた者がいる場合に、かかる実損害を超えて支払われた部分を弁済の不足する他の世帯構成員に対する弁済に充当した上で、世帯全体として弁済に過不足がないかを判断することを否定する理由にはならない。

すなわち、「家族が社会生活・経済生活の最も重要なユニットのひとつであることは現在でも変わらないので、家族法・相続法の分野に限らず、財産法・民事責任法等の他の民事法分野 —— さらに行政法等の公法分野 —— においても、家族については特別の法的取扱いが見られ」、法の解釈において世帯は経済的・社会的に一体のものとして評価することができる（乙D共409・6～10頁）、本件事故による平穏生活利益に対する侵害については、これが認められる場合においては、本件事故時住所地における住居での世帯単位で生じているという点に大きな特徴があり、避難という行動も世帯単位で生じ、そこで発生する支出などについても世帯単位で発生することが観念することができる（費用についても世帯主が負担するなど、世帯内で「財布は一つ」という実情にあるのが通常である。）。

そして、そのような中で、世帯構成員が世帯代表者に被告東京電力に対する請求と被告東京電力からの支払の受領を委任するという直接請求手続の仕組みを踏まえれば、「東京電力と世帯主との間での合意及び世帯主への賠償金の支払が、世帯の他の構成員に対して法的効果を有するのは当然のことである。」といえる（乙D共409・11～12頁）。

また、直接請求手続の内実を見ても、迅速な被害者救済を図るため、世帯構成員である個々の請求者単位で独立して損害を認定することなく世帯単位で損害を観念して支払っている実情がある。

したがって、直接請求手続による支払が損害賠償として過不足がないかは、個々の世帯構成員単位ではなく世帯単位で計算されて然るべきである。同様に、ADR手続においても、迅速な被害者救済を図るため、必ずしも個々の世帯構成員について具体的に幾らの損害が発生したかについて子細に確認せず、損害額に対して「世帯構成員全員に対する既払い金総額」を個々の構成員に紐付けずに総額で控除する既払い金控除が行われることが一般であり、既払金の世帯構成員間での充当は実際に法律上の手続において行われている。

(2) 東京地判昭和45年8月31日(判例タイムズ254号197頁)

原告らは、東京地判昭和45年8月31日について、子の人身損害について自賠責保険から支払われた金員を父が受領した事案であって、自賠責保険の性質上、親が受領した金員について子の人身損害へ充当することは当然であって、世帯構成員間の相互充当に関して参考とはならないと主張する(原告ら準備書面84・16頁)。

しかしながら、上記裁判例は「弁済受領者が受傷者と同居している親などのように経済的に同一体とみなすべき関係にある場合には、実質的にみると、弁済者に対する関係では親の治療費賠償請求権と受傷者の損害賠償請求権とは必ず截然と区別されなければならないものともいえないのである。したがって、親の前記のような損害賠償債権への弁済が同人の損害額を越えるときには、弁済金の過払分は親が受傷した子の代理人の資格で子の損害賠償債権に対する弁済としてしたものと解するのが当事者の合理的な意思に合致し、妥当な結果をうる」などと判示しており、経済的一体性を重視しているのであって、自賠責保険の性質を理由としておらず、原告らの主張は誤った解釈に基づくものであって、理由がない。この裁判例からしても、本件訴訟において世帯構成員間の相互充当が認められるべきである。

(3) ADRについて

原告らは、ADRの総括基準3-4(乙D共406)について、代表者が一括して受け取るという方法によったということを意味するにすぎず、これをもって世帯構成員間で相互充当が認められるものではないと主張する(原告ら準備書面84・17頁)。

しかしながら、総括基準3-4は、「賠償は、本来は、個人単位で行われるものであるが、実際の和解案の作成に当たっては、家族等のグループに属

する複数の者（滞在者を含む。）に生じた実費等の損害を合算したり、これらの者に係る中間指針追補記載の上記金額を合算したりする」のであって、被告東京電力の賠償を個人単位が原則であることを明示した上で、ADRの運用は、その例外であることを明らかにした内容となっている。原告らの主張するような単に代表者が一括して受け取るという方法であることを示したものではない。かかる運用は、被告東京電力が本書面で主張する世帯に対する弁済額については世帯内で相互充当されるべきであるとの世帯構成員間での弁済の相互充当の主張と軌を一にする実務運用であり、かかる被告東京電力の主張が、自主的避難等対象者等の世帯内における損害の発生の実情に照らし、十分に合理性を有する考え方であることが裏付けられている。

第3 低線量被ばく者の健康影響に関する近時の科学的知見について

1 原告らの主張

原告らは、近時の低線量被ばく者の健康影響に関する科学的知見として、LNTモデルが支持されていること、感受性の高い2～7歳未満の子供が年間0.6ミリシーベルトという低線量で有意に白血病罹患率が増加することが明らかになったなどとして、年間被ばく線量が1ミリシーベルトを超える地域からの避難について合理性があるなどと主張している（原告ら準備書面87・2頁）。

2 LNTモデル

これまで繰り返し述べているところではあるが、LNTモデルとは、150～4000ミリシーベルト程度の高線量被ばく者での発がんリスクと線量との直線関係を100ミリシーベルト以下の線量領域に外挿して、「低線量領域でも、ゼロより大きい放射線量は、単純比例で過剰がん及び／又は遺伝性疾患のリスクを増加させる、という仮説に基づく線量反応モデル」

のことをいい、放射線被ばくによる遺伝子の損傷という機序に着眼して、どんなに僅かな放射線であっても健康影響リスクが増加するとする仮説の一つであるが、これを実証する知見が得られていないという点は国際的な科学界のコンセンサスとなっている。低線量被ばくの「放射線防護¹」の観点からLNTモデル（直線しきい値なしモデル）の考え方を採用している国際放射線防護委員会（ICRP）においても、このモデルの根拠となっている仮説を明確に実証する生物学的／疫学的知見がすぐには得られそうにないことを強調しており（乙D共46・17頁・66項）、放射線の管理・防護という実用的、政策的な立場から、安全サイドに立って、かかる仮説に基づいて、放射線防護の実践的な考え方及び基準が示されているものである（乙D共31・8頁、丙D共21・6頁）。

3 NCRP Commentary No. 27「最近の疫学研究の直線しきい線量なしモデルと放射線防護への示唆」

原告らは、NCRP Commentary No. 27「最近の疫学研究の直線しきい線量なしモデルと放射線防護への示唆」において、疫学論文29報のうち20報の研究が、程度の差はあれLNTモデルを支持している（甲D共317・51～53、55～57頁）などと主張している（原告ら準備書面87・2～4頁）。

しかしながら、上記論文にもあるとおり、NCRP Report No. 136では、「LNTモデルは、低線量域で科学的に確認できそうにない仮定である。低レベル放射線の突然変異、発がん、有害影響に対する他の線量応答モデルは除外できず、実験研究と疫学研究でみられるLNT関係に顕著

¹ 放射線防護に関する詳細は、被告東京電力共通準備書面（16）第2、3のとおりである。

な例外がある」とされている（甲D共317・49頁）。

また、上記論文中の「付随する結論」では、「 $<100\text{ mGy}$ の個々の低線量研究は、ほぼ必然的に統計力が相対的に低いので、固形がんの知見は、しばしば有意にならない。さらに、知見の一貫性や妥当性を減少させうる標本変動や他の被ばく（例：喫煙や他の生活様式因子）による交絡がある。」とされており（甲D共317・60頁）、低線量被ばくに関する知見が得られていないことが留保されている。このほかにも、「低線量被ばくのがんリスクは小さい。リスクが小さく、がんのバックグラウンドが高く、線量とリスク推定に不確実性があるため、小線量を被ばくした大集団の疫学データから過剰がん数を推定するためのLNTモデルと集団線量の使用は正当化されない。」などともされており（甲D共317・60頁）、低線量被ばくのリスクの小ささ、LNTモデルが特に低線量において知見が得られていないことが明らかにされている。

このような点を踏まえず、原告らは、上記論文で多くの論文がLNTモデルを支持するという評価の部分だけを切り取って主張しており、原告らの主張には理由がない。

4 ケララ論文

原告らは、低線量の被ばくでは健康影響がないとする「ケララ論文」（甲D共198の1）について、コホートから30歳未満及び85歳以上の集団を除外しており、選択バイアスが生じていること、対象集団のサイズが小さく、調査期間の問題を抱えている、NCRP Commentary No. 27「最近の疫学研究の直線しきい線量なしモデルと放射線防護への示唆」において研究の妥当性評価が低い点数であるなどと主張する（原告ら準備書面48・45頁、同87・4～5頁）。

しかしながら、連名意見書及び長崎大学客員教授で元放射線影響研究所長

崎疫学部長であり、本件訴訟と同種事件（京都地方裁判所）で証言を行った柴田義貞氏（以下「柴田氏」という。）の証言のとおり、対象者の年齢を限定して分析しても選択バイアスが生じるわけではないし、30歳から84歳の特定の地域の全住民を対象としているので選択バイアスはない（丙D共21・18頁、丙D共34の1・21～22頁）。

また、累積放射線量が200mGy未満で20万人以上を対象としており、最も少ない累積放射線量が50mGy未満でも282ケースをもとに調査しており、調査対象にも問題を抱えていない（丙D共21・18頁、丙D共34の1・22頁、丙D共34の3・34頁）。

以上のとおり、ケララ論文は、連名意見書や柴田氏の証言からすれば、その信用性を欠くようなことはなく、原告らの主張に理由はない。

5 Background radiation and childhood leukemia

原告らは、Background radiation and childhood leukemia（甲D共318）において、2歳から7歳未満までの年齢群に限ったサブグループの解析では、背景放射線が65nSv/h以上となる領域において、OR（オッズ比）の95パーセント信頼区間の下限値が常に1.0を上回っており、低線量域において統計学的に有意な影響が確認されたなどと主張する（原告ら準備書面87・7～8頁）。

なお、ある事象が起きる確率を p とした場合に、それが起きない確率（ $1-p$ ）に対する比をオッズ（「見込み」の意）といい、オッズ比とは2つのオッズの比をいう。コホート研究において、オッズ比とは、曝露群における罹患／非罹患オッズと非曝露群における罹患／非罹患オッズの比をいう。危険因子に曝露した群において罹患した者をA、罹患していない者をB、非曝露群の罹患した者をC、罹患していない者をDとすると、罹患／非罹患オッズ比は、（A

$\div B) \div (C \div D) = (A \times D) \div (B \times C)$ となる。曝露と疾病発生が関連があれば、危険因子に曝露した群において罹患した者（A）が多くなり、オッズ比は高くなり、無関係であれば、オッズ比は1に近づく（乙D共579）。

しかしながら、上記論文は、「白血病のリスクに対する背景放射線の影響を正確に補捉できなかった可能性がある」（甲D共318の2・9頁）と認めており、「地理的単位として用いた8km×8km平方の区画内で同様の居住タイプがあってもなんらかのばらつきがあることが予想されるし、利用率の異なる小児でもばらつきが生じる」（同）などとされており、統計データ的前提が正確ではない可能性があることを留保されている。

また、症例数は僅か1093例、対照被験者数は3279であって、同論文自体が「統計検出力は比較的低かった。自然背景放射線の研究を行うための最小サンプルサイズは、80%の統計検出力に到達するには、7800症例で、対照はその5倍と計算された。」（甲D共318の2・10頁）として、同論文の対象となった症例数は必要な症例数の約14%、同じく対照被験者数は必要な対照被験者数の8.4%に過ぎず、症例数、対照被験者数とも少なすぎて、統計検出力はない。また、同論文には、背景放射線量毎（曝露群）の症例数も対象数も記載されておらず（甲D共318の2・11頁）、前記の例であればA及びBが不明であるため、どのようにオッズを算出したのかも全く明らかではない。しかも、同論文は、全症例数と全対照被験者数と比較したオッズ比については、「背景放射線からの線量もしくは線量率で、小児白血病のORを有意に増加させないことを見出した。」と結論づけており（甲D共318の2・10頁）、統計学的に有意な影響がないことを根拠付けるものである。

さらに、診断時の年齢2歳以上7歳未満の症例数はさらに少ない605例であり、小児白血病の罹患率を検討する以上、対照被験者も2歳から7歳未満に分類して対照被験者数を計上しないとオッズ比の計算はできないが、同

年齢群の対照被験者数は記載されていない（甲D共318の2・11頁。なお、原文の甲D共318の1にも記載はない。）。全被験者と対照したのであればオッズの比較自体が無意味であるし、2歳以上7歳未満の被験者と対照したのであれば、当該被験者グループのデータ（当該グループの小児白血病の罹患率等）が開示されておらず、同論文のオッズ比が正確であるか否か検証しようがない。また、仮に2歳から7歳未満の対照被験者のオッズと比較したものであっても、症例数、対照被験者数ともさらに少数になるのであって、統計検出力があるとは到底いえない。

加えて、フィンランドでの1回のCT検査あたりの平均実効線量は2.75ミリシーベルトであり（甲D共318の2・10頁）、原告らが主張するオッズ比の上昇が確認できる年間0.57ミリシーベルト以上と比較してもCTによる被ばくは遙かに線量の上昇に寄与するのに、CT検査を受けた者を症例数・対照被験者から除外することなく、CT検査を受けた者について背景放射線量にCT被ばくの放射線量を加算することなく、単にバイアスとして20%多い線量を受けたバイアスシナリオを過程したに過ぎない（甲D共318の2・8頁）。このような方法では、背景放射線量も多いがCT検査を受けておりそのため合計放射線量が背景放射線量の10倍以上になっている者が数名小児白血病に罹患していれば、曝露群において罹患した者が生じ、オッズ比を上昇させるが、罹患の原因が背景放射線ではなくCTである可能性を排除できておらず、疫学研究としても不十分である。

したがって、同論文はオッズ比の算定にあたって必須のデータが提供されておらず、一部提供されていても統計検出力があるとは言えず、同論文自体が統計上不正確である可能性を自認しているのであるから、同論文をもって、低線量被ばくに係る避難の相当性を基礎づけるものではない。

以 上